

相続発生後にすべきこと(VOL. 2)

相続発生後の手続きは？

前回到引き続き、相続発生後にすべきことを説明していきます。
手続としては、次の10種類があります。

遺言書の確認

相続人を確定する

相続財産の調査

葬式費用の整理をする

限定承認、相続放棄の手続

所得税の準確定申告

遺産分割協議をする

生命保険の請求をする

財産の名義を変更する

相続税の申告をする

今回は、このうちの ~ について述べていきましょう。

手続きの具体的内容

相続財産を調査する

相続が発生した場合に、まず被相続人の財産及び債務を調べる必要があります。それにより、相続税の概算額や限定承認（財産の範囲内で債務を承継する方法）や、相続放棄の方針を決めなければなりません。財産の調査方法をみていきましょう。

まず不動産は、権利証、登記簿謄本、固定資産税明細書、確定申告書等から調べる事ができます。次に預貯金は通帳で確認し、それぞれその銀行、郵便局の残高証明をとっておきましょう。その際に、債務の明細も記載されますので、後で述べる債務の調査にも使えます。

株式は、株券、預り証、取引明細書等で調べます。

生命保険、損害保険（死亡保険金がある場合）は、保険契約書、保険証券等で、調査します。

又、事業をされていた方の場合は、車両、棚卸資産等の事業用資産がありますので、確定申告書を確認しなければなりません。

次に、債務ですが、住宅ローンや事業用借入金等の銀行借入金を想定されますが、他にもいろいろな種類の債務がありますので、次に列挙してみます。

住宅ローン、事業用借入金等の金融機関からの借入金
事業用の支払手形、買掛金、未払金等の債務
入院費等の未払金
未納の所得税（準確定申告も含む）地方税

葬式費用の整理をする

相続財産の計算上、控除できるものとして、借入金等の債務と葬式費用があります。葬式費用は地域習慣によってそれぞれ違いがあり、すべての費用を控除できるわけではありません。相続税法上では次の様な基準で、控除できるものとできないものを区分しています。

（１）葬式費用になるもの

葬式費用になるものの具体例としては、次のようなものです。

葬儀社への支払

お布施、戒名料などお寺への支払

お通夜、告別式の費用

タクシー代などの交通費

そこで、相続がおきて葬式が済みましたら、後の申告に備えて、領収書の整理をする必要があります。領収書をもらえない支出の場合は支払金額、支払先、内容等をメモしていれば、有効となります。

（２）葬式費用にならないもの

香典返戻費用（香典返し）

受け取る香典は非課税なので、香典返しも葬式費用になりません。

墓碑、墓地の購入費用

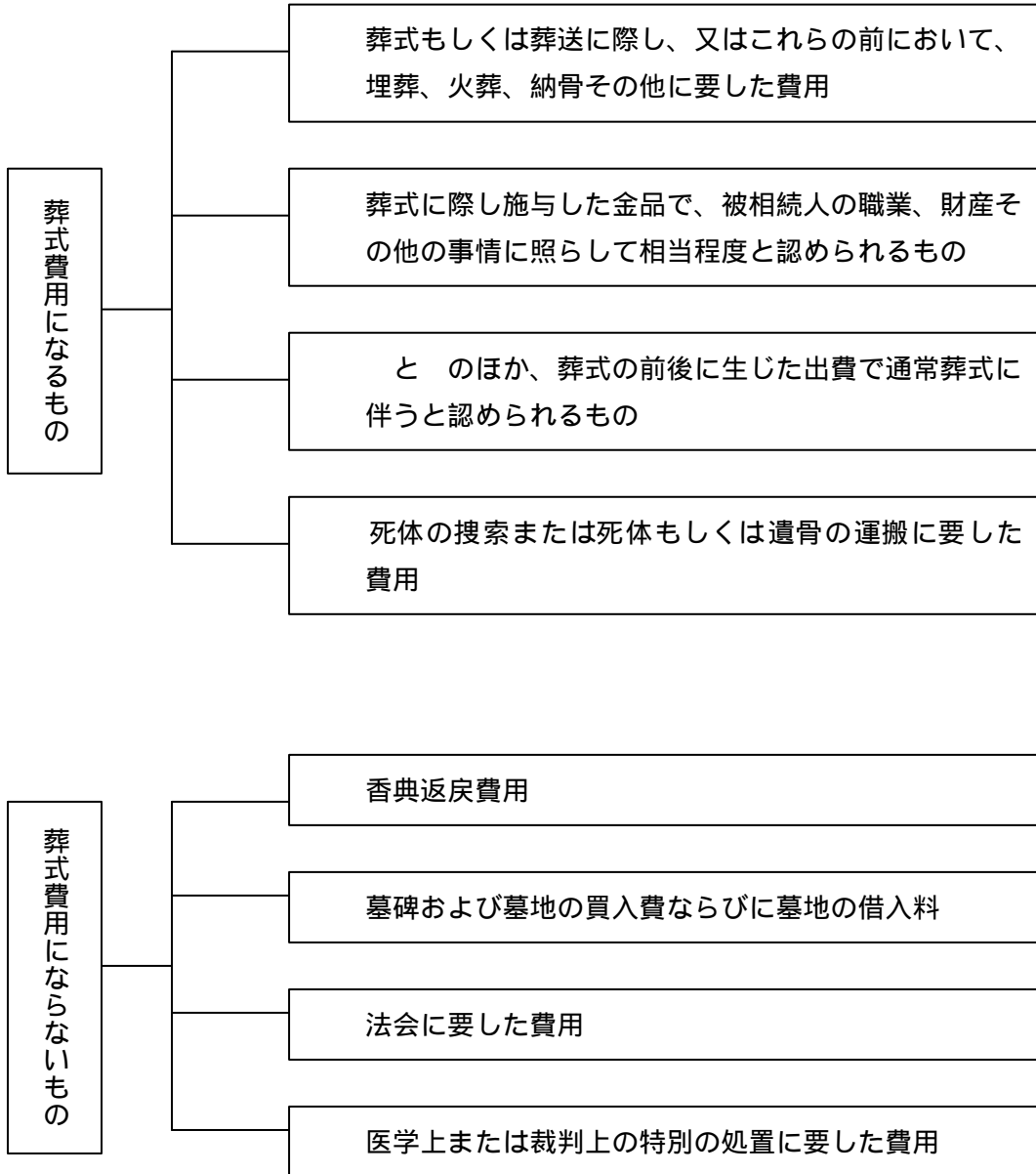
墓碑墓地は相続財産でないので、購入費用も葬式費用になりません。

法会に要した費用

初七日や、四十九日等の法会の費用は、葬式費用になりません。

医学上、または裁判上の特別の処置費用

< 葬式費用になるもの、ならないもの >



限定承認・相続放棄の手続きをする

相続財産、債務の内容が判明した場合に、次に行うべき事は承継の方法の決定です。承継の方法は前に述べた様に単純承認、限定承認、相続放棄の3種類です。

財産が債務を上回る場合は、財産、債務全てを承継する単純承認がいいでしょう。単純承認は手続きは要りません。

債務が財産を上回る、いわゆる「債務超過」の場合には、限定承認又は相続放棄の方法が考えられます。

限定承認は財産の範囲内の債務についてのみ承継し、債務返済後に財産の残額がある場合にのみ相続をするという方法で、相続開始を知った日から3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に届出なければなりません。債務がいくらあるか明確でない場合は、限定承認の手続きをする事をおすすめします。

財産、債務全てを相続しない場合は、相続放棄の手続きをします。相続放棄の手続きは、相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に「相続放棄申告書」を提出しなければなりません。相続放棄をすると、その相続人は初めからいないものとされ、他の相続人の相続分が増加する事となります。又、同順位の相続人がいなくなる場合は、次の順位の相続人が相続する事となります。